

発議第 8 号

平和安全保障関連法の廃止を求める意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成27年12月14日提出

提出者 松伏町議会議員 吉田俊一

賛成者 松伏町議会議員 広沢文隆

賛成者 松伏町議会議員 鈴木勉

松伏町議会議長 山崎善弘様

平和安全保障関連法の廃止を求める意見書

2015年9月19日に参議院で“強行採決”され“成立”した「平和安全保障関連法」は、憲法第9条が禁じている国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法に違反することは明らかである。同法に盛り込まれた「戦闘地域」での兵站、戦乱が続く地域での治安活動、米軍防護の武器使用、集団的自衛権行使、そのどれもが、憲法第9条を蹂躪して、自衛隊の海外での武力行使に道を開くものとなっている。従来の憲法解釈を180度くつがえした閣議決定に基づいた違憲の立法は、内閣と国会による立憲主義の否定そのものであり、断じて認めることはできない。

国会審議の段階で、圧倒的多数の憲法学者、歴代の内閣法制局長官、元最高裁判所長官を含むかつてない広範な人びとから批判と反対の声が上がり、世論調査でも8割の国民が政府の説明は不十分と答えるなど、国会で審議すればするほど、国民の反対が広がった。政権党が全国の人びとの強い反対の声を国会内の数の力で踏みにじった採決は、主権在民と民主主義を壊す暴挙であり、正当性を欠くものである。

よって、政府及び国会においては、下記の事項について速やかに実行に移すよう強く求めるものである。

- 一、「平和安全保障関連法」を廃止すること。
 - 一、立憲主義の原則を堅持し、憲法9条を守り、いかすこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月14日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

衆議院議長 大島理森様
参議院議長 山崎正昭様
内閣総理大臣 安倍晋三様
法務大臣 岩城光英様